

（趣旨）

第一条 この規則は、佐倉市中心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成六年佐倉市条例第十三号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）

第一条 この規則は、佐倉市中心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成六年佐倉市条例第十三号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（休所日及び開所時間）

第二条 佐倉市中心身障害者福祉作業所よもぎの園（以下「よもぎの園」という。）の休所日及び開所時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

一 休所日 次に掲げる日

イ 土曜日及び日曜日

ロ 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

ハ 一月二日から一月四日まで及び十二月二十八日から十二月三十一日まで

二 開所時間 午前九時から午後四時まで

（利用許可の申請）

第二条 条例第十一条の規定により佐倉市中心身障害者福祉作業所（以下「福祉作業所」という。）の利用の許可を受けようとする者又はその保護者（以下「申請者」という。）は、指定管理者（条例第六条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に申請しなければならない。

（利用の決定）

第三条 指定管理者は、前条の申請があつたときは、これを審査の上、利用の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（利用の決定）

第四条 市長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、利用の可否を決定し、佐倉市中心身障害者福祉作業所利用許可（不許可）（通知書）（別記様式第二号）により申請者に通知するものとする。

（利用の制限）

第五条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉作業所の利用を制限し、若しくは停止し、又はその許可を取り消すことができる。

一 伝染性疾患があると認められるとき。

二 条例第六条に規定する利用者の条件を欠いたとき。

三 その他福祉作業所の管理運営に支障があると認められるとき。

（利用終了の手続）

第六条 福祉作業所の利用者が利用を終了しようとするときは、佐倉市中心身障

（利用終了の手続）

第四条 福祉作業所の利用者が利用を終了しようとするときは、指定管理者に

届け出なければならない。

2 指定管理者は、前項の届出により利用の終了を決定したときは、届出者に通知するものとする。

(利用者負担金の支払)

第五条 日中活動(条例第五条に規定する日中活動をいう。以下同じ。)を受けた利用者は、指定管理者に対し、条例第十三条に規定する利用者負担金のうち、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第三項に規定する介護給付費又は訓練給付費を控除した額を支払うものとする。

(工賃)

第六条 指定管理者は、福祉作業所において生産活動に従事した者に対して、毎月定める日に、その者の就労時間及び作業能力に応じて工賃を支払うものとする。

害者福祉作業所利用終了届(別記様式第三号)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出により利用の終了を決定したときは、佐倉市中心身障害者福祉作業所利用終了決定通知書(別記様式第四号)により届出者に通知するものとする。

(利用者負担金の支払)

第七条 日中活動(条例第五条に規定する日中活動をいう。以下同じ。)を受けた利用者は、市長に対し、条例第八条に規定する利用者負担金のうち、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第三項に規定する介護給付費又は訓練給付費を控除した額を支払うものとする。

(工賃)

第八条 福祉作業所において生産活動に従事した者に対して、毎月市長が定める日に、その者の就労時間及び作業能力に応じて工賃を支払うものとする。

(南部よもぎの園の利用の申請等)

第九条 第三条、第四条及び第六条の規定にかかわらず、指定管理者(条例第十条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が管理する南部よもぎの園においては、指定管理者は、市長との協議によりこれらの規定に準じた取扱いを行うことができる。

2 第五条、第七条及び第八条の規定を指定管理者が管理する南部よもぎの園に適用する場合には、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委員会の組織)

第十条 市長は、次に掲げる者の中から佐倉市中心身障害者福祉作業所管理運営委員会(以下「委員会」という。)の委員を委嘱する。

- 一 知的障害者相談員 一人
- 二 手をつなぐ育成会代表者 一人
- 三 保護者会代表者 二人
- 四 前三号に掲げる者のほか、地域及び福祉関係者で市長が必要と認めたもの 七人

2 委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の中から互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第十一条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員会の庶務）

第十二条 委員会の庶務は、よもぎの園において処理する。

（補則）

第十三条 この規則に定めるもののほか、福祉作業所の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（補則）

第七条 この規則に定めるもののほか、福祉作業所の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。